

# 公 示

## 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数） 変更の事前届出について

制 定 平成12年1月19日 九運公福第3号  
一部改正 平成17年5月16日  
一部改正 平成18年9月29日  
一部改正 平成28年10月6日

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について下記のとおり定めたので公示する。

平成12年1月19日  
九州運輸局長 中西 基員

### 記

1. 事前届出書の様式  
別紙様式による。
2. 事前届出書には、3に掲げる添付書類の内容が真正であるかどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出するものとする。
3. 事前届出書には、次に記載する書面を添付するものとする。
  - ①既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面積
  - ②面積に余裕のない場合は、車両配置平面図
  - ③当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険または共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し）
  - ④増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）
  - ⑤増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し
4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の

各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。

- ①輸送施設の停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合
- ②配置する事業用自動車の数により義務付けられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合
- ③増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附 則（平成12年1月19日 九運公福第3号）

この基準は平成12年2月1日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成17年5月16日 九運公福第12号）

この基準は平成17年5月16日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成18年9月29日 九運公第33号）

この基準は平成18年10月1日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成28年10月6日 九運公第42号）

この基準は平成28年11月1日以降の当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。